

パブリックコメント閲覧用

しそうの子ども生き生きプラン(案)

平成30年 月

宍粟市教育委員会

目次

第1章	はじめに	
1	策定の背景	1
2	位置付けと構成	2
第2章	基本構想	
総論	基本理念と6つの基本目標	3
基本目標1	夢と自信をもち、可能性に挑戦する力を育てる	6
基本目標2	地域総がかりで「新しい学校」を創造する	8
基本目標3	宍粟の未来を支える多様な力を育てる	9
基本目標4	生涯学び続け、活躍できる力を育てる	10
基本目標5	充実した学びを支えるセーフティネットを創りあげる	11
基本目標6	新しい時代の教育に対応するための基盤を整備する	12
第3章	基本計画	
	主要施策1 急激に変化する社会を生き抜く上で必要な力の育成	13
	主要施策2 「生きる力」の育成～確かな学力・豊かな心・健やかな体～	14
基本目標1	主要施策3 学ぼうとする意欲を支える体制づくり	16
	主要施策4 宍粟の未来につながる地域と連携したキャリア教育の推進	18
	主要施策5 さまざまな支援を必要としている子どもへの対応	19
	主要施策6 多様な人材と協働する力の育成	21
基本目標2	主要施策7 少子化による学校小規模化への対応と幼保一元化の推進	22
	主要施策8 地域との協働による学校づくり	23
	主要施策9 宍粟を愛し、宍粟を活かす教育課程の創造	24
基本目標3	主要施策10 多様な個性や能力の伸長	25
	主要施策11 グローバル人材の育成	26
	主要施策12 時代を牽引する個性豊かな人材の育成	27
	主要施策13 生きる力の基礎を培う就学前教育の充実	28
	主要施策14 幼稚園・保育所・こども園・小学校・中学校の連携・協働	30
基本目標4	主要施策15 学び続けようとする子どもの育成	31
	主要施策16 社会教育施設や地域社会とリンクした教育の推進	32
	主要施策17 豊かな暮らしを支える人権教育の推進	33
基本目標5	主要施策18 基礎的な知識・技能の習得を支援する教育環境の整備	35
	主要施策19 豊かで実り多い学校生活の基盤をつくる生徒指導の推進	36
	主要施策20 地域と連携した防災教育・安全教育の推進	38
	主要施策21 関係機関・地域と連携した子育て支援の充実	39
基本目標6	主要施策22 ICT機器を活用した教育環境の整備	40
	主要施策23 時代のニーズに対応した教職員研修の実施	41

第1章
はじめに

1 策定の背景

我が国の未来を切り拓く教育については、教育基本法（平成18年改正）の前文において「我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」とうたわれています。また、同法第1条では、教育の目的を、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と規定しています。

教育基本法の改正後、国は教育振興基本計画を策定し、教育の目的や理念を具体化する施策を総合的、体系的に位置付けて取組を進めています。

このような国の動きを受けて、本市教育委員会では、平成20年8月に宍粟市義務教育の振興に係る長期構想「しそうの子ども生き生きプラン」を策定し、学校・家庭・地域が一体となった宍粟の教育に取り組んできました。

現在、予想をはるかに上回るスピードで少子化・過疎化が進み、児童生徒数の減少が続いています。一方でグローバル化・多様化の波はインターネットの急速な普及と相まって世界的に広がり、今や宍粟の子どもたちを取り巻く環境や宍粟の教育を宍粟市内の状況だけに目を向けて考えることは不可能となっています。

また、平成19年度からはじまった全国学力・学習状況調査により、本市の子どもたちの学力にはいくつかの課題があることが分かってきました。活用する能力だけでなく、基礎的な知識等の習得についても十分ではないということが明らかになったのです。

以上のような現状を踏まえ、本市教育委員会では、長期の視野に立って教育施策を定めるとともに、地域総がかりによる新しい時代の学校教育を確立すべく、新たな「しそうの子ども生き生きプラン」（以下、「生き生きプラン」という。）を策定しました。

2 位置付けと構成

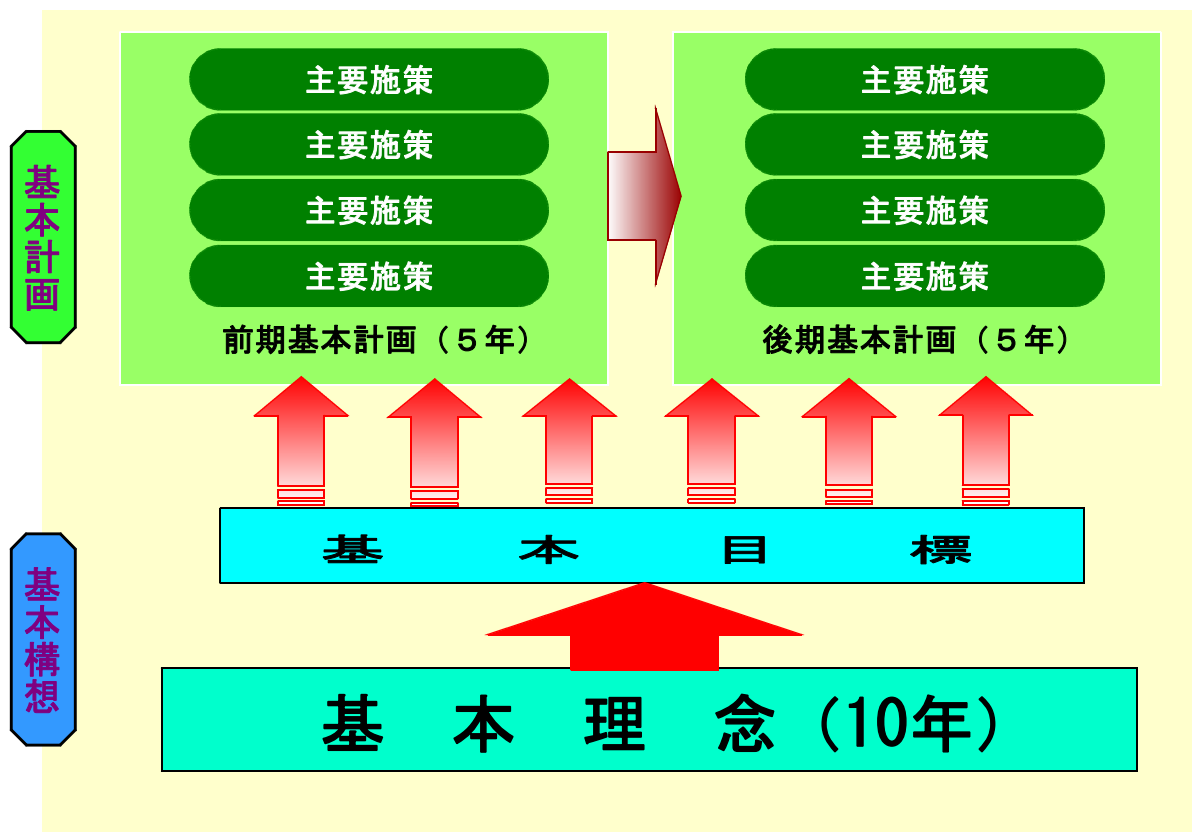
生き生きプランは、基本構想と基本計画の2部構成となっています。

基本構想では、今後概ね10年間にわたるすべての義務教育の基本となる考え方（以下、「基本理念」という。）と、その実現に向けた目標（以下、「基本目標」という。）を定めています。

基本計画では基本目標の達成に向けて、今後、概ね5年間に推進を図る主要な施策（以下、「主要施策」という。）を定めています。

さらに、具体的な取組内容を定める実施計画を別途作成し、主要施策の着実な実施を図ります。

◆「しその子ども生き生きプラン」のイメージ



第2章 基本構想

(平成30年度～)

総 論 基本理念と6つの基本目標

1 基本理念

夢と自信をもち 魅力あふれる宍粟の明日を担う人づくり

これからの10年は、今まで以上に技術革新やグローバル化が激しいスピードで進み、どのような時代が到来するのか予測困難な状況です。

しかし、どのような時代になるにせよ、宍粟の子どもたちが時代の変化の波に翻弄されることなく、夢と自信をもち、よりよい未来を切り拓いていってほしいという思いから「夢と自信をもち」と表現しました。

本市では人口が4万人を割り込み（平成29年末現在 約38,700人）少子化・過疎化が予想を上回るスピードで進んでいます。そのような状況の中、子どもが将来「魅力あふれる宍粟」をしっかりと担い、活力のある地域社会を実現してほしいという思いを込め、上記の基本理念を設定しました。

いつの時代、どの地域にあっても子どもは大切な宝であり、学校・家庭・地域が三位一体となって子どもを健全に、かつ志をもった人に育てることはとても重要です。したがって、教育に課せられた役割は大きく、その方向性・力点の置き方によって、まちの未来が左右されることになるでしょう。

このことを肝に銘じ、学校・家庭・地域が力を合わせ、宍粟の明日を担う人づくりに取り組んでいきましょう。

基本目標 1 夢と自信をもち、可能性に挑戦する力を育てる

急激に変化する社会を生き抜く上で必要な力を育成します。

- ・ 自立して主体的に社会に関わる力
- ・ 多様な人々と協働する力
- ・ 生きる力（確かな学力・豊かな心・健やかな体）

基本目標 2 地域総がかりで「新しい学校」を創造する

少子化による学校小規模化への対応と幼保一元化を推進しながら、地域との協働により、宍粟を愛し、宍粟を活かす学校教育を充実させ、地域総がかりによる「新しい学校」づくりに取り組みます。

基本目標 3 宍粟の未来を支える多様な力を育てる

多様な個性や能力の伸長をはかり、グローバルに活躍できる人材、時代を牽引する個性豊かな人材を育成します。

基本目標 4 生涯学び続け、活躍できる力を育てる

社会教育施設や地域社会とリンクした教育を推進し、学び続けようとする子どもを育成します。

基本目標 5 充実した学びを支えるセーフティネットを創りあげる

すべての子どもが、社会生活を送るために必要な基礎的な知識・技能を習得できるよう支援体制を整えます。また、子どもが安心して学びに向かえるよう安全を確保し、教育環境の整備を進めます。

基本目標 6 新しい時代の教育に対応するための基盤を整備する

I C T^{※1}機器の進化に対応するため、教育予算を確保し、授業改善を進めるための教育環境基盤を整備します。また、教職員の資質向上をはかるため、新しい時代の教育に対応した教職員研修を系統的に実施します。

注 本文中の下線の用語については、巻末資料の解説をご覧ください。

（※の番号順に用語解説を掲載しています）

基本構想（10年）

基本理念と基本目標

前期基本計画（5年）

基本目標達成のための施策

1 夢と自信をもち、可能性に挑戦する力を育てる

2 地域総がかりで「新しい学校」を創造する

3 宍粟の未来を支える多様な力を育てる

4 生涯学び続け、活躍できる力を育てる

5 充実した学びを支えるセーフティネットを創りあげる

6 新しい時代の教育に対応するための基盤を整備する

- 1 急激に変化する社会を生き抜く上で必要な力の育成
- 2 「生きる力」の育成 ～確かな学力・豊かな心・健やかな体～
- 3 学ぼうとする意欲を支える体制づくり
- 4 宍粟の未来につながる地域と連携したキャリア教育の推進
- 5 さまざまな支援を必要としている子どもへの対応
- 6 多様な人材と協働する力の育成

- 7 少子化による学校小規模化への対応と幼保一元化の推進
- 8 地域との協働による学校づくり
- 9 宍粟を愛し、宍粟を活かす教育課程の創造

- 10 多様な個性や能力の伸長
- 11 グローバル人材の育成
- 12 時代を牽引する個性豊かな人材の育成
- 13 生きる力の基礎を培う就学前教育の充実
- 14 幼稚園・保育所・こども園・小学校・中学校の連携協働

- 15 学び続けようとする子どもの育成
- 16 社会教育施設や地域社会とリンクした教育の推進
- 17 豊かなくらしを支える人権教育の推進

- 18 基礎的な知識・技能の習得を支援する教育環境の整備
- 19 豊かで実り多い学校生活の基盤をつくる生徒指導の推進
- 20 地域と連携した防災教育・安全教育の推進
- 21 関係機関・地域と連携した子育て支援の充実

- 22 ICT機器を活用した教育環境の整備
- 23 時代のニーズに対応した教職員研修の実施

後期基本計画（5年）へ

しその子ども生き生きプラン

基本目標1 夢と自信をもち、可能性に挑戦する力を育てる

1. 趣旨

急速に変化していく社会を、宍粟の子どもたちにどう生き抜いてほしいか。今後10年間の学校教育の構想をする上で、この問いは一番最初に考えるべきものです。この問いに対する答えにはいろいろなものがあると思いますが、私たちはまず、本市のすべての子どもに「夢や目標をもって生きてほしい」と考えました。子どもには無限の可能性があります。一人ひとりの夢をかなえるために、自らその資質を高め、自信をもって自己実現に取り組んでいく子どもを育てていきましょう。

2. 主要施策の概要

主要施策1: 急激に変化する社会を生き抜く上で必要な力の育成

- ① 自信をもって可能性に挑戦する子どもの育成
- ② 学校・家庭・地域の協働による教育活動の推進

主要施策2: 「生きる力^{※2}」の育成 ～確かな学力^{※3}・豊かな心・健やかな体～

- ① 主体的・対話的で深い学び^{※4}をめざした授業改善
- ② 豊かな心を育む教育活動の推進
- ③ 意欲・気力を支える体力向上の取組
- ④ 学びを支える健康増進の取組

主要施策3: 学ぼうとする意欲を支える体制づくり

- ① 特色ある魅力あふれる学校づくり
- ② 子どもと向き合う時間とゆとりを生み出す「学校スリム化^{※5}」の取組
- ③ 子どもたちの健全な成長につながる部活動の実施

主要施策4: 宍粟の未来につながる地域と連携したキャリア教育^{※6}の推進

- ① 地域との協働による系統的な体験活動の実施
- ② キャリア教育^{※6}・職業教育の充実

主要施策5:さまざまな支援を必要としている子どもへの対応

- ①関係機関と連携した、多様で柔軟な特別支援教育の推進
- ②共生社会^{※7}の実現をめざす取組の充実
- ③きめ細かな支援につながる多面的な児童生徒理解の推進
- ④日本語教育が必要な子どもに対する支援の推進

主要施策6:多様な人材と協働する力の育成

- ①幅広い年齢層の人々との交流から学ぶ取組
- ②宍粟の豊かさ、他地域の魅力に気づく交流活動の推進

基本目標2 地域総がかりで「新しい学校」を創造する

1. 趣旨

学校・家庭・地域の連携という言葉や概念は使われて久しくなりました。これまでも、「地域に開かれた学校づくり」や「地域に信頼される学校づくり」といった観点から、地域との連携による学校づくりが教育改革の柱の一つとして推進されてきました。

しかし、これからの学校に求められていることは、従来の枠にとらわれない、より大きな役割です。平成29年3月に告示された新学習指導要領では、「学校がその目標を達成するため、地域や学校の実態等に応じ家庭や地域の人々の協力を得るなど、家庭や地域社会との連携を深めること」という表現でその重要性が示されています。

学校と地域の人々が目標を共有し、一体となって地域の子どもを育んでいくことは、学校に関わるすべての人々の自発的な学びを促し、子どもを守り、地域の未来を創ることにつながります。

今後、すべての学校が、地域社会の拠り所となり、地域とともに発展していく存在となっていくよう取り組んでいきます。

2. 主要施策の概要

主要施策7: 少子化による学校小規模化への対応と幼保一元化^{※8}の推進

- ① 充実した学びを実現する学校づくりの推進
- ② 幼保一元化^{※8}による環境整備

主要施策8: 地域との協働による学校づくり

- ① 地域社会の活動拠点となるコミュニティ・スクール^{※9}の推進
- ② 地域との協働による小中一貫教育の充実

主要施策9: 宍粟を愛し、宍粟を活かす教育課程の創造

- ① 社会に開かれた教育課程^{※10}の編成
- ② 宍粟の活性化につながる教育課程^{※10}の創造

基本目標3 宍粟の未来を支える多様な力を育てる

1. 趣旨

本市の未来を切り拓いていくためには、どのような変化に直面しても諦めることなく、課題を解決していこうとする人材の育成が鍵であると考えます。

子ども一人ひとりの個性を十分に伸ばしつつ、他者と協働して社会の発展に積極的に貢献できる人材を育成していきます。

2. 主要施策の概要

主要施策10: 多様な個性や能力の伸長

- ①一人ひとりのニーズを的確に把握し、可能性を伸ばす教育の推進
- ②周囲と望ましい人間関係を築き、前向きな姿勢で社会に参画しようとする人材の育成

主要施策11: グローバル人材の育成

- ①小中学校が連携した英語教育の推進
- ②国際社会で活躍できる人材の育成
- ③外国人児童生徒や異文化を理解する心を育む教育の推進

主要施策12: 時代を牽引する個性豊かな人材の育成

- ①主体的に判断し、新たな価値を創造する人材の育成
- ②職業生活と家庭生活を両立させようとする意欲の醸成

主要施策13: 生きる力の基礎を培う就学前教育^{※11}の充実

- ①発達や学びの連続性を踏まえた就学前教育^{※11}の充実
- ②子どもが健やかに育つ環境づくりの工夫
- ③幼稚園・保育所・こども園と家庭・地域等との連携

主要施策14: 幼稚園・保育所・こども園・小学校・中学校の連携・協働

- ①子どもの成長を着実に引き継ぐ異校種間連携の取組
- ②市内3高等学校との連携促進

基本目標4 生涯学び続け、活躍できる力を育てる

1. 趣旨

地域の伝統・文化に触れたり、地域で活躍されているさまざまな年齢層の人々と交流したりしながら学べるよう、系統的な体験学習の充実をはかります。

また、生涯学び続ける基礎を培うため社会教育施設（歴史資料館・生涯学習センター、図書館等）と連携した学習を推進するとともに、外国人、障がいのある人、高齢者等を含め、人々が互いの違いを尊重しつつ支え合うことができるよう、学校・家庭・地域が一体となり、人権教育に取り組むことで、生涯学び続ける力の基礎を培います。

2. 主要施策の概要

主要施策15: 学び続けようとする子どもの育成

- ①生涯にわたる読書習慣の確立につながる読書活動の充実
- ②実践的な情報教育の推進

主要施策16: 社会教育施設や地域社会とリンクした教育の推進

- ①社会教育施設と連携した教育環境整備の取組
- ②地域との連携による多様な学習機会の確保

主要施策17: 豊かな暮らしを支える人権教育の推進

- ①すべての教育課程における人権教育の理念を生かした教育活動の推進
- ②宍粟市人権教育推進検討委員会の機能強化
- ③宍粟市人権教育研究協議会と連携した人権教育の推進

基本目標5 充実した学びを支えるセーフティネットを創りあげる

1. 趣旨

充実した学びを実現するためには、子どもが学校生活・家庭生活を円滑におくることができるよう、学校・家庭・地域が密接に連携し合うことが重要です。また、学校や登校路等の安全確保は不可欠で、発達段階や地域性に応じた安全教育を計画的・組織的に推進していく必要があります。子どもが、その能力・可能性を最大限伸ばしていけるよう、セーフティネット^{※12}を構築していきます。

2. 主要施策の概要

主要施策18: 基礎的な知識・技能の習得を支援する教育環境の整備

- ① I C T^{※1}機器を活用した基礎的な知識・技能の習得支援
- ② 放課後学習の充実による学習習慣確立の取組

主要施策19: 豊かで実り多い学校生活の基盤をつくる生徒指導の推進

- ① きめ細かな分析に基づく人間関係づくり・集団づくりの推進
- ② 円滑な人間関係を築くために必要な力の育成
- ③ 学校・家庭・地域が連携したいじめ防止等の取組
- ④ 学校における生徒指導の取組に対する支援

主要施策20: 地域と連携した防災教育・安全教育の推進

- ① 学校危機管理マニュアルの充実と防災・安全意識の高揚
- ② 学校・家庭・地域の連携による学校安全の取組
- ③ 緊急時に備えた取組の充実

主要施策21: 関係機関・地域と連携した子育て支援の充実

- ① 地域で子どもの安全を守る体制の整備・充実
- ② 健康福祉部^{※13}・こども家庭センター^{※14}・警察等と連携した子育て支援の推進

基本目標6 新しい時代の教育に対応するための基盤を整備する

1. 趣旨

現在は知識基盤社会であり、常に新しい技術が生み出され、社会のあらゆるところで重要な役割を果たしています。

教育の分野においても新しい時代へ対応するために、さまざまな改革が進められています。平成29年3月に告示された新学習指導要領においては、小学校では英語が教科となり、教科書を使つての授業が行われるようになります。また、この学習指導要領では、知識・技能だけでなく、「学びに向かう力」を育成することが重要であると記されています。「学びに向かう力」とは学んだことを自らの人生に生かすとともに、社会のために役立てようとする力のことで、これは生涯学び続けようとする意欲の原動力ともなります。

今後の教育環境の変化を的確に予測することは困難ですが、I C T^{※1}機器の導入による視覚情報の活用は、分かりやすい授業づくりの実現を容易にするものであり、その重要性は今後ますます高まっていくものと考えられます。

同時に、新しい時代の教育に対応するためには、教職員の資質向上が必要であり、適切な教職員研修は不可欠です。時代に対応した研修内容の充実に取り組んでいきます。

2. 主要施策の概要

主要施策22：I C T^{※1}機器を活用した教育環境の整備

- ① I C T^{※1}機器を活用した教育に対応できる教育予算の充実
- ② コンピューターシステムの整備と適切な更新

主要施策23：時代のニーズに対応した教職員研修の実施

- ① 市教育研修所の機能強化
- ② 人権教育講演会・教育研究大会の充実
- ③ 自主的な研修に対する支援と広報活動の充実



第3章 基本計画

(平成30年度～)

主要施策 1 急激に変化する社会を生き抜く上で必要な力の育成

予測困難な変化の激しい社会を生きる上では、変化に適応できるだけでなく、自らが自立して主体的に社会に関わり、将来を作り出すことができるようになることが重要です。そのために、さまざまな課題について、多様な人々と協働しながら解決を図ることができる人材の育成をめざします。

① 自信をもって可能性に挑戦する子どもの育成

これからの社会は、急激な社会・産業構造の変化が予測され、将来が展望しにくい状況が加速すると予想される。このような社会を生き抜いていくためには、新しい時代に対応するだけでなく、変化の本質や背景を見抜き、主体的に社会に参画する力を育成する。

○カリキュラム・マネジメント^{※15}による主体的に関わる子どもの育成

教科横断型のカリキュラムにより、他者と協働しながら主体的に課題解決に向かう子どもを育成する

② 学校・家庭・地域の協働による教育活動の推進

学校・家庭・地域が連携・協働し、本市のもつ教育資源（自然、伝統文化、人材等）を活かしながら、学校での学びを社会生活に繋いでいくことを意識して教育を推進する。

○コミュニティ・スクール^{※9}の推進

○宍粟の地域性を活かした系統的な体験活動の実施

環境学習^{※16}（小学校3年生）、ふるさと宍粟探検隊^{※17}（小学校4年生）、自然学校^{※18}（小学校5年生）、わくわくオーケストラ^{※19}（中学校1年生）、トライやる・ウィーク（中学校2年生）、トライやるアクション^{※20}（中学校）、ふるさと学習 等

主要施策２ 「生きる力」の育成 ～確かな学力・豊かな心・健やかな体～

複雑で予測困難な社会であるからこそ、変化を前向きに受け止め、感性を働かせて人生・生活をより豊かにしようとしたり、多様な人々と協働したりしながら課題解決に向け行動を起こすことが重要です。

こうした取組においては、新しい未来の姿を構想し実現していく力が求められます。そのためには、これまでの学校教育で取り組んできた「生きる力」の育成について、改めてその意義を捉え直し、「知・徳・体^{※21}」をバランスよく育んでいくことが重要です。

① 主体的・対話的で深い学びをめざした授業改善

「何を理解しているか、何ができるか」「理解していること・できることをどう使うか」「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」という視点を3つの柱として、「主体的・対話的で深い学び」（アクティブ・ラーニング^{※22}）を推進する。

○ しそく学力向上グランドルール^{※23}を活用した授業改善

○ 「見通し」と「振り返り」^{※24}を明確にした授業づくり（板書型指導案^{※25}による啓発）

② 豊かな心を育む教育活動の推進

豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、公共の精神等の育成、地域の伝統や文化を継承・発展させるための教育を推進する。

○ こころの教育推進事業^{※26}の推進

○ 特別の教科「道徳」^{※27}の充実

○ 体験学習の充実

③ 意欲・気力を支える体力向上の取組

体力は人間の活動の源であり、意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっているため、発達段階に応じて体力の向上を図る。

○ しーたんチャレンジ事業^{※28}の推進

④ 学びを支える健康増進の取組

健康的な生活は学びの基礎を支え、日々の学習活動を大きく左右するものである。このため、日々の規則正しい生活を身につけさせるとともに、食育を充実して健康の増進に取り組む。

○「早寝 早起き 朝ごはん」運動の推進

○食育推進委員会の充実

○ 地産・地消^{※29}の理念を活かした学校給食の推進

○「しそう食育展」の開催による市民啓発

○健康教育の推進（薬物乱用防止教育、喫煙・アルコール依存防止等）

主要施策３ 学ぼうとする意欲を支える体制づくり

子どもの意欲を引き出し充実した学びを展開していくためには、学びの原動力である意欲や知的好奇心を引き出す教職員の働きかけが重要です。学びの原動力である意欲や知的好奇心を喚起するためには、自己肯定感や自己有用感を育んでいこうとする教職員のきめ細かな関わりが必要だと言われています。

そこで、教職員が子どもに向かい合う時間とゆとりを生み出せるよう体制整備を進め、学びの原動力である意欲や知的好奇心を喚起していきます。

① 特色ある魅力あふれる学校づくり

学校の主体性を生かし、地域性を踏まえ、創意工夫をこらした特色ある学校づくりを支援する。

○ しそう学校生き活きプロジェクト事業^{※30}の充実

② 子どもと向き合う時間とゆとりを生み出す「学校スリム化^{※5}」の取組

学校現場に求められる役割は年々増大し、長時間勤務など教職員に過重な負担がかかっている。そこで、業務改善に取り組むことで「学校スリム化」を進め、教職員が子どもと向き合うことのできる時間とゆとりを確保する。

○ 「地域に開かれた学校づくり」の取組による役割分担の明確化

○ 教職員の業務効率化、仕事量の縮減

○ 勤務時間適正化推進会議の定期的な開催

○ 「定時退勤日」「ノー会議デー」の完全実施

③ 子どもたちの健全な成長につながる部活動の実施

部活動は生徒のスポーツ・文化的な素養と人間形成を支援するものであることはもとより、その適切な運営は、生徒の明るい学校生活を一層保障するとともに、生徒や保護者の学校への信頼感をより高め、さらには学校の一体感の醸成にもつながるものである。よって、部活動の指導にあたっては、勝利至上主義に陥らないよう心がけ、顧問と外部指導者が連携して日々の努力等の取り組む姿勢を評価していく。また、適切な休養日と練習時間を設定して、生徒の身体的負担や学校生活全体のバランスに考慮した適切な部活動運営となるよう努める。

○「ノー部活デー」の実施 ※平日：週１日以上、休業日：月２回以上

○生徒の個性を尊重し、指導過程を大切にする部活動の実施

○部活動指導員の配置

主要施策 4 宍粟の未来につながる地域と連携したキャリア教育の推進

これからの社会を考えると、将来が展望しにくい状況がなお一層進むと考えられます。このような未来を生きる子どもたちには、社会的・職業的自立に向け、今まで以上に生き方や働き方についてしっかりとした考えをもち、変化の激しい社会を生き抜くために必要な資質・能力を身につけていくことが求められています。

そのためには、自分を律する力や人と関わる力の伸長をめざすとともに、多様な課題に対応できる力の育成が図れるよう、地域や産業界とも連携しながらキャリア教育^{※6}を推進していきます。

① 地域との協働による系統的な体験活動の実施

ふるさとに対する愛情・愛着を育成するために小・中学校9年間を通じて、地域の自然や施設、人材等の教育資源を最大限に活用した系統的な教育活動を推進する。

○体験学習の充実

○地域資源を活用したふるさと学習の実施

② キャリア教育・職業教育の充実

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促すとともに、地域と連携しながら自分の将来への関心意欲の向上を図り、宍粟市の地域性、産業構造等を踏まえた職業教育を推進する。

○国の「キャリア・パスポート」（仮称）や県の「キャリア・ノート」等、ポート

フォリオ^{※31}を活用したキャリア教育^{※6}の推進

○プロから学ぶ創造力育成事業^{※32}の実施

○企業等と連携した金融教育^{※33}・租税教育^{※34}の実施

主要施策5 さまざまな支援を必要としている子どもへの対応

義務教育においては、特別な支援を必要としている子どもはもちろんのこと、すべての子どものニーズに応じて、社会的自立に必要な力を培っていく必要があります。

また、グローバル化の進展によってますます増加することが予想される帰国児童生徒や外国人児童生徒等の日本語指導が必要な子どもについても、海外での経験を活かしつつ日本の学校生活に適応できるよう、関係機関と連携して継続的に支援していくことが大切です。

① 関係機関と連携した、多様で柔軟な特別支援教育の推進

障がいの状態やニーズに応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培う特別支援教育を推進する。さらには、あらゆる年齢層で途切れることなく就学支援や進路指導を行うために、関係機関・団体との連携強化に取り組む。

- 特別支援教育総合サポート事業※³⁵の充実
- 児童生徒支援スーパーバイザー※³⁶の配置
- サポートファイル※³⁷の充実及び有効活用による児童生徒理解の促進
- 教育支援委員会※³⁸の充実

② 共生社会の実現をめざす取組の充実

すべての人が参加可能な社会を実現していくためには、障がいの状態やニーズに応じた合理的配慮※³⁹の提供や環境整備が不可欠である。学校では、あらゆる場面を想定してその充実を図り、すべての子どもが積極的に活動できるような環境整備を進めるとともに、次代を担う子どもが共生社会を実現していけるよう、すべての子どもが共に学び合うインクルーシブ※⁴⁰な学校づくりに取り組む。

- 一人ひとりのニーズに応じた合理的配慮※³⁹の提供
- 学校や授業のユニバーサルデザイン※⁴¹化

③ きめ細かな支援につながる多面的な児童生徒理解の推進

子どもは、それぞれ違った興味・関心、適性・能力等をもち、さまざまな不安や悩みを経験しながら大人へと成長していく。こうした過程で生じる問題の解決に向けた確な支援を行うために、教職員は、子どもの交友関係・生活状況・悩み等について、多面的かつ客観的に把握できるよう努める。

○共感的な関わりから深める児童生徒理解の取組

○応用行動分析^{※42}の考え方を生かした児童生徒支援

④ 日本語教育が必要な子どもに対する支援の推進

本市においても、外国人児童生徒等日本語指導が必要な子どもが増加しており、日本語の習得について支援が必要となっている。海外における学習・生活体験を活かしつつ、日本の学校生活に適応していけるようサポート体制を整える。

○多文化共生サポーター^{※43}の配置

○地域と連携したサポート体制の確立

主要施策6 多様な人材と協働する力の育成

少子高齢化やグローバル化が進むこれからの社会では、多種多様な人々がそれぞれ得意な分野で能力を発揮するとともに、互いの違いを尊重しつつ支え合うことで、信頼関係を築き上げていくことが不可欠です。

「人は人と触れあい 初めて人となる」の言葉どおり、地域に学ぶ体験学習を通じて魅力ある人づくりを推進します。

① 幅広い年齢層の人々との交流から学ぶ取組

地域のさまざまな世代の人々と交流するなかで、社会のルールや望ましい人間関係づくりについて学ぶ取組を推進する。

○地域行事への参加促進

○ボランティア活動の推奨

○「大人の学習※⁴⁴」「大人との学習」の実施による学ぶ意欲の喚起

② 宍粟の豊かさ、他地域の魅力に気づく交流活動の推進

他地域との交流活動から、さまざまな地域の良さに気づくとともに、ふるさと宍粟の良さを再発見し、その良さを引き継いでいこうとする心情を育てる。

○他の地域の学校との交流活動の実施

○連携校との協働による自然学校※¹⁸等の実施（小・小連携）

主要施策 7 少子化による学校小規模化への対応と幼保一元化の推進

少子化により児童生徒数が減少するなか、小学校、幼稚園及び保育所では、平成21年に策定した学校規模適正化推進計画^{※45}、幼保一元化推進計画^{※46}により、社会の変化に対応する学校づくり、園づくりの実現に向けて取組を進めていきます。また、中学校では、進みつつある学校小規模化に対して、地域状況等も考慮しながら、より良い教育環境の充実にに向けて取組を進めていきます。

① 充実した学びを実現する学校づくりの推進

学校の小規模化による教育面、学校運営面の課題を解消し、子どもたちにとってより良い教育環境、充実した教育活動が推進できる学校づくりを進めることを目的として、小学校では、学校の規模に関する一定の基準、校区再編の枠組み等を定めた学校規模適正化推進計画^{※45}をもとに、また、中学校では、より良い教育環境を整えることを念頭に、地域の意向や通学にかかる負担等を考慮しつつ、保護者や地域の意向を反映させながら、少子化による学校小規模化に対して取り組んでいく。

○学校規模適正化推進計画^{※45}に基づく学校規模適正化の取組

○規模適正化実施後の検証

② 幼保一元化による環境整備

宍粟市就学前の子どもの教育と保育のあり方基本方針に基づき、宍粟市幼保一元化推進計画^{※46}の推進により、少子化による子どもを取り巻く社会環境の変化に対応できる新たな幼児教育・保育環境の整備を図る。

○幼保一元化推進計画^{※46}の推進

主要施策 8 地域との協働による学校づくり

学校と地域の連携・協働のもと、地域住民が学校づくりに積極的に参画し、地域全体で学び合い、地域の未来を担う子どもたちの成長を支え合う活動の拠点としてコミュニティ・スクール^{※9}を設置します。

コミュニティ・スクールの取組では、高齢者も含めより多くの地域住民が子どもの学びに関わるため、まちの活力を生み出すことにもつながります。

① 地域社会の活動拠点となるコミュニティ・スクール^{※9}の推進

地域ぐるみで子どもを育むという共通の目標を学校と地域が共有し、その達成にむかってともに前進するコミュニティ・スクール^{※9}の設置を進める。

○コミュニティ・スクール^{※9}による「地域と共にある学校づくり」の推進

② 地域との協働による小中一貫教育の充実

コミュニティ・スクール^{※9}の利点を最大限に活用し、学校と地域が育てたい子ども像について議論しながら、本市義務教育の充実を図るためにすべての小・中学校で小中一貫教育^{※47}を推進する。その際に学校は、地域の教育資源（自然、伝統文化、人材等）を最大限に活用した教育課程^{※10}を編成し、教育委員会は地域の実情を踏まえた学校づくりが推進されるよう学校運営を支援する。

○地域との協働による小中一貫教育^{※47}の推進

主要施策 9 宍粟を愛し、宍粟を活かす教育課程の創造

地域での体験学習を通して、子ども一人ひとりのこころの中に「ふるさと宍粟」への愛情・愛着を育むことが重要です。ふるさとの未来を、魅力あふれるものにしようとする意欲を喚起しながら、ふるさと宍粟の発展に積極的に関わる人材を育てます。

① 社会に開かれた教育課程の編成

将来子どもがよりよい社会を創っていくために、学校は、育むべき資質・能力を家庭や地域と共有して地域性を生かした特色ある教育課程を編成し、魅力ある教育活動を展開する。

○社会に開かれた教育課程^{※10}を実現するカリキュラム・マネジメント^{※48}の推進

② 宍粟の活性化につながる教育課程の創造

明日の宍粟を担う子どもたちが地域の伝統と文化を継承しつつ、ふるさとに対する愛情と宍粟で生きていくイメージを育てる「ふるさと学習」を活性化させることで、「地域が人を育て」「人が地域をつくる」好循環を実現する。

○ふるさと学習の系統的な実施と拡充

主要施策10 多様な個性や能力の伸長

本市が抱えるさまざまな課題をのりこえ持続可能な地域社会を創造していくためには、子どもたちがまわりの人と協働して課題を解決する力を身につけるとともに、それぞれの得意分野や個性を生かし、リーダーシップを発揮していけるよう育んでいくことが大切です。子どもたちが、それぞれの個性や能力を最大限に伸ばしていけるよう取組を進めます。

① 一人ひとりのニーズを的確に把握し、可能性を伸ばす教育の推進

外国人、障がいのある人等も含め、多様な人々がそれぞれ得意な分野で能力を発揮するとともに、違いを尊重しつつ支え合うことで、それぞれの個性や能力を最大限に伸ばすことができるよう取り組む。

○学校や授業のユニバーサルデザイン^{※41}化の推進（再掲）

② 周囲と望ましい人間関係を築き、前向きな姿勢で社会に参画しようとする人材の育成

ディスカッションやディベート^{※49}等を通して、他の人と関わりながら生きていくために欠かせないスキルを身につける取組を推進するとともに、自ら問題を見つけ出し、解決する能力を育成する。

○人間関係形成・社会形成能力や課題対応能力の育成を図る取組の充実

主要施策11 グローバル人材の育成

グローバル化の一層の進展が予想される中、国際的視野をもち、グローバルに活躍できる人材の育成が求められています。そこで、外国語教育を強化してコミュニケーション能力の伸長を図るとともに、異文化理解の精神を育んでいけるよう取り組みます。

① 小・中学校が連携した英語教育の推進

「英語を用いて何ができるようになるか」という観点から目標を具体化し、小・中学校9年間を通じた到達目標を設定する。また、A L T^{※50}等と連携して効果的な英語教育を推進する。

○小学校における「宍粟スタイルによる英語授業」^{※51}の推奨と充実

○小学校へのA L T^{※50}配置と活用促進

② 国際社会で活躍できる人材の育成

積極的にコミュニケーションを取り、世界の人々と協働して国際社会で活躍できる人材の育成に取り組む。

○スクイム市（アメリカ ワシントン州）等との国際交流事業の実施

○地域人材等を活用した小学校英語教育支援充実事業の実施

③ 外国人児童生徒や異文化を理解する心を育む教育の推進

違いを認識したり、共通点を見つけたりしながら外国や他地域の伝統・文化を尊重することができるよう、多様な文化や生活習慣等について学ぶ機会を充実させる。

○体験を通した国際理解教育・多文化共生教育の推進

主要施策12 時代を牽引する個性豊かな人材の育成

新たな時代を牽引できる人材を育むためには、既存の枠にとらわれない考え方や、広い視野を身につけさせる必要があります。

また、さらに次の世代へふるさと実粟の良さを継承していくために、自らができることを考え、より良い生き方を求めていけるような人生観を育んでいけるよう取り組みます。

① 主体的に判断し、新たな価値を創造する人材の育成

話し合い学習を発達段階に応じて系統的に取り入れることによって、「新たな価値を発見する力」「新たな価値を創造する力」を育てる。

○話し合い学習の機能を活かした授業改善の実施

○小集団学習^{※52}の再評価と導入促進

② 職業生活と家庭生活を両立させようとする意欲の醸成

幼児や子育て中の親とふれあい活動を通して子育ての楽しさを知るとともに、家庭生活において自らの役割を果たすことの大切さを学び、職業生活と家庭生活の両立を図り、地域での活動等にも積極的に参加しようとする意欲を醸成する。

○出会い・ふれあい・子ども教室^{※53}の実施

○いのちの授業^{※54}の実施

主要施策13 生きる力の基礎を培う就学前教育の充実

幼児期は、遊びや生活を通して人格形成の基礎を培い、生きる力を育む大切な時期です。子どもたちがさまざまな環境の中で主体的に活動し、集団生活の楽しさや仲間と一緒に生活する喜びを十分に味わい、自己肯定感を高めるために丁寧な教育を行います。また、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮しながら、学びに向かう力を育んでいきます。

① 発達や学びの連続性を踏まえた就学前教育の充実

幼児一人ひとりが直接的・具体的な体験としての遊びを行い、幼児同士が共通の目的に向かって、工夫したり協力したりして学びにつながる環境づくりに努める。

また、友だちや保育者と触れ合う中で、きまりの大切さや物事の善悪に気づき、考えながら行動するなど、人と関わる力を育てる。

○幼児の発達の過程を見通し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿^{※55}」に配慮した教育・保育計画の作成と実践

○保育者の専門性と資質向上を図る研修の充実

○自他を大切にすることや態度の育成

② 子どもが健やかに育つ環境づくりの工夫

子どもの成長に欠かせない基本的生活習慣の定着を図るとともに、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、心身ともに健康な体づくりに努める。

○基本的生活習慣の確立

○遊びを通しておこなう体力づくりの推進

③ 幼稚園・保育所・こども園と家庭・地域等との連携

幼児や保護者の交流の場づくりや、子育て情報の提供、子どもの安全を守るための防災訓練や安全教育の実施等、家庭や地域、関係機関等との連携を図る。

○子育て支援の充実

○防災教育・安全教育の充実

主要施策14 幼稚園・保育所・こども園・小学校・中学校の連携・協働

子どもの成長を考えた場合、幼稚園・保育所・こども園から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校段階へと滑らかに移行していくためには、発達の連続性に配慮した対応が大切です。

そこで、本市では、幼稚園・保育所・こども園と小学校、中学校の間で子どもについて共通理解を図るとともに、子ども一人ひとりの発達状況を的確に引き継いで、きめ細かな支援につなげます。

① 子どもの成長を着実に引き継ぐ異校種間連携の取組

子どもの成長については、幼稚園・保育所・こども園と小・中学校の間で情報共有するとともに、合同研修会等を通して共通理解を図り、子どもの成長を支えていく。就学前教育から小・中学校教育への継続した取組を強化する。

○幼保・小・中パートナーシップ事業^{※56}の充実

② 市内3高等学校との連携促進

小学校・中学校・高等学校が連携して教育研修会や教職員の交流を活性化し、市内義務教育・高校教育の継続的な推進を図る。

○「小・中・高」合同研修会の充実

主要施策15 学び続けようとする子どもの育成

豊かな人生を送るためには、生涯にわたって学び、自分が得た知識や技能を、社会のために役立てようとする意欲を育てることが重要です。その基礎をしっかりと培うために、読書習慣の確立や、高度情報化社会に対応する能力の育成に取り組めます。

① 生涯にわたる読書習慣の確立につながる読書活動の充実

読書を通じて豊かな心や自ら学ぶ力を身につけるため、学校等（幼稚園・保育所・こども園を含む）と家庭・地域が連携して子どもの読書活動を充実させ、読書習慣の定着を図る。

- 読書活動コーディネーター※⁵⁷、学校司書※⁵⁸、読書ボランティア※⁵⁹が連携して取り組む読書環境の整備
- 学校図書館及び読書ボランティア※⁵⁹活動の充実
- 「読書の日※⁶⁰」の推進

② 実践的な情報教育の推進

小・中学校が連携して系統的・体系的な情報教育を推進し、情報の収集・判断・発信等の取り扱いに関する広範囲な知識や能力を育成する。

- 情報リテラシー※⁶¹・情報モラル※⁶²教育の推進

主要施策16 社会教育施設や地域社会とリンクした教育の推進

学校教育においては、教材、図書の充実だけでなく、市立図書館の蔵書や社会教育施設が保有している文化財・教育備品等を有効活用して、豊かな学びの環境づくりを進めています。今後さらに、こうした教育資源や、地域の人々とのさまざまな関わりを通じて学ぶことができるよう環境づくりを進めます。

① 社会教育施設と連携した教育環境整備の取組

質の高い学びの実現や幅広い地域のニーズに対応するために、社会教育施設と連携して、多様な学習機会の提供に向けた取組を推進する。

○学校図書館と市立図書館の連携

※学校図書館の「市立図書館サテライト化」

○学遊館、歴史資料館等の活用

② 地域との連携による多様な学習機会の確保

学校等で身につけた能力を基盤として、子どもたちが生涯にわたって学び続け、豊かな人生を送るために、学校だけにとどまらない多様な学習機会を創出する。その際には、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、子どもたちがさまざまな年齢層の人々と交流しながら学ぶことができるよう連携・協力して取り組む。

○学校・家庭・地域の連携協力推進事業^{※63}の積極的な活用

主要施策17 豊かなくらしを支える人権教育の推進

人権は、人類がもつ普遍的な価値感であり、すべての人々が自分らしく生きていくために必要不可欠な権利です。これからの時代を生き抜く子どもたちに豊かな人権感覚を身につけさせるためには、まず、教師をはじめとする大人がさまざまな人権問題を正しく認識し、その課題を自分自身のこととして実践に結びつけていくことが重要です。

学校教育では、学校生活のあらゆる場面において、包括的かつ系統的な人権教育を進めていきます。

① すべての教育課程^{※10}における人権教育の理念を生かした教育活動の推進

児童生徒の人権感覚を健全に育んでいくために、「学習活動づくり」や「人間関係づくり」と「環境づくり」が一体となった人権教育を学校全体で取り組み、これらの力や技能を着実に培う。

○人権のための教育 (Education for human rights)

学校教育活動全体を通して、すべての人々の人権が尊重される社会を実現することを企図し、その社会の担い手となる子どもを育成

○人権としての教育 (Education as human rights)

教育を受けること自体が重要な人権であるとの認識に立って、子どもたちの「生きる力」を培う豊かな教育を保障

○人権を通じての教育 (Education in or through human rights)

学校教育活動全体を通して、子どもたちが人権の大切さを日常的に感じながら学習することができる環境を整備

○人権についての教育 (Education on or about human rights)

子どもたちが人権についての理解・認識を深め、人権を守る意欲や態度を育むとともに、人権にかかわる問題解決のために行動できる力を育成

② 宍粟市人権教育推進検討委員会の機能強化

人権教育に関する取組の成果と課題を明らかにするとともに、今後の学校教育における人権教育推進の方向性や取組について協議する人権教育推進検討委員会に学識者を助言者として加えることで、市内各学校における人権教育が最新の研究成果に基づいたものとなるよう支援する。

○人権教育推進検討委員会の充実

③ 宍粟市人権教育研究協議会と連携した人権教育の推進

子どもたちがお互いを思いやり、人格を尊重し合いながら成長しあうことが大切であるという認識のもと、人権を守る教育活動の充実に努めている宍粟市人権教育研究協議会との連携をより強化し、ライフステージの諸段階における取組と関連づけた人権教育を学校のすべての教育活動の中で推進する。

○系統的な人権教育の推進

主要施策18 基礎的な知識・技能の習得を支援する教育環境の整備

基礎的な知識・技能は、学力の重要な要素のひとつであることから、子ども一人ひとりに確実に習得させることが大切です。

そのためには、視覚情報の提示による分かりやすい授業づくりや、習熟度や興味・関心に応じた指導の充実など工夫・改善していく必要があります。

本市では、I C T^{※1}機器の効果的な活用により、視覚情報を有効活用して授業づくりを進めるとともに、家庭における学習習慣の定着を図りながら知識・技能の習得を支援します。

① I C T機器を活用した基礎的な知識・技能の習得支援

基礎的・基本的な知識・技能の習得を支援し、学力の定着を図るために、I C T^{※1}を有効活用したわかりやすい授業づくりを推進する。

○学習支援ツール^{※64}の活用

○タブレット、大型モニタ等の整備・充実

② 放課後学習の充実による学習習慣確立の取組

地域人材を活用した放課後学習をすべての小学校で実施し、家庭等における学習習慣の確立を図るなど、家庭教育を支援する取組を進める。

○放課後がんばりタイム^{※65}の促進・充実（小学校）

主要施策19 豊かで実り多い学校生活の基盤をつくる生徒指導の推進

生徒指導とは、将来子どもが社会の中で自分らしく生きていくことができるように、その成長・発達を促したり支えたりする教職員の働きかけのことです。子どもたちが主体的に自己を成長させていこうとする過程を大切にして、社会の一員として貢献しながら自己実現を図っていけるよう、学校・家庭・地域が連携して子どもを支援していきます。

① きめ細かな分析に基づく人間関係づくり・集団づくりの推進

子ども一人ひとりの思いに寄り添い、きめ細かに人間関係や学級集団等の状態を把握して、より良い人間関係づくり・集団づくりに役立てる。

○居心地アンケート等による状態把握と児童生徒支援

② 円滑な人間関係を築くために必要な力の育成

子ども自らが他者との望ましい関わり方に気付いたり、集団の一員としての役割を認識したりできるよう学びの機会を設け、対応力を高める取組を進める。

○社会的スキル^{※66}を育む授業の実施

（ソーシャルスキルトレーニング^{※67}（S S T）や構成的グループエンカウンタ
ー^{※68}による授業の実施）

○ガイダンス^{※69}とカウンセリング^{※70}による児童生徒支援の充実

③ 学校・家庭・地域が連携したいじめ防止等の取組

いじめ問題の克服に向け、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしつつ、一体となっていじめの防止等^{※71}の取組を進める。

○いじめ防止基本方針^{※72}に基づく取組の充実

（未然防止、早期発見、早期対応のための情報共有・連携・協力）

④ 学校における生徒指導の取組に対する支援

いじめや不登校、問題行動など生徒指導上の諸課題に対して、スクールソーシャルワーカー※⁷³や適応教室※⁷⁴指導員、青少年育成センター※⁷⁵指導員、指導主事※⁷⁶等の専門家チームによる組織対応をすすめるとともに、関係機関や家庭、地域と連携することで学校を総合的に支援する。

○しそく学校サポートチーム※⁷⁷の活動充実

○スクールカウンセラー※⁷⁸、スクールソーシャルワーカー※⁷³の配置と連携促進

主要施策20 地域と連携した防災教育・安全教育の推進

学校において教育活動を効果的に進めていくためには、安全教育・安全管理の取組を学校運営の中核に位置付けることが重要です。本市では、学校・家庭・地域の役割分担を明らかにして、子どもに関わるすべての人の共通理解のもと、子どもが安心して学校生活が送れるように環境整備を進めます。

① 学校危機管理マニュアルの充実と防災・安全意識の高揚

学校危機管理マニュアルの内容や活用方法について年度ごとに見直しを行い、最善の対応となるよう改善を行うとともに、教職員はもちろんのこと、子ども・保護者・地域へ周知して、防災・安全意識の高揚を図る。

○学校危機管理マニュアルの見直しと更新

（自然災害対応、食物アレルギー疾患対応、事件・事故対応、いじめ対応等）

② 学校・家庭・地域の連携による学校安全の取組

学校危機管理マニュアルを活用して防災教育等を行うとともに、学校・家庭・地域が連携・協働して学校安全の取組を推進する。

○火災、地震、その他の災害に係る対応訓練の実施

○不審者対応訓練の実施

○食物アナフィラキシー^{※79}対応研修・訓練の実施

○消防署等関係機関と連携した先進的な救急救命講習の実施

③ 緊急時に備えた取組の充実

学校・家庭・地域の連携を密にし、緊急時に備えた情報共有の取組を進める。

○学校・家庭・地域の協働による「校区安全マップ」の作成・活用

○学校ホームページの機能を活かした緊急情報共有システムの充実

○緊急メールシステムの有効活用

主要施策21 関係機関・地域と連携した子育て支援の充実

人と人とがつながっている社会では、子どもの学びが保障され、豊かな教育活動を展開していくことが可能であると言われています。

そこで学校は、地域との協働により子どもを見守り支える活動を展開して家庭教育を支援するとともに、人と人との関わりを活性化しながら、地域における教育力がさらに充実していくよう取り組みます。

① 地域で子どもの安全を守る体制の整備・充実

子どもの発達段階や学校・地域の状況に応じて、地域との協働による安全体制整備に取り組む。

○登下校見守り隊活動等への支援

○子どもを守る110番の家^{※80}の確保

② 健康福祉部・子ども家庭センター・警察等と連携した子育て支援の推進

児童虐待等の問題に迅速に対応するため、教育委員会は、健康福祉部^{※13}・こども家庭センター^{※14}・警察等との連携強化に取り組む。また、援助を必要とする家庭に対して支援・相談活動を行っている主任児童委員^{※81}や民生委員・児童委員^{※82}とも連携を深めながら、子育て支援を推進する。

○健康福祉部^{※13}と連携した相談体制の確立

○こども家庭センター^{※14}や警察との連携

○主任児童委員^{※80}、民生委員・児童委員^{※81}との情報共有

○就学支援制度の充実

主要施策22 ICT機器を活用した教育環境の整備

現代社会では、ICT^{※1}機器は学校教育においてもなくてはならないものとなっています。その良さを生かしながら教育活動に活用していくために、情報セキュリティの確保を前提としながら教育環境の整備を進めます。

① ICT機器を活用した教育に対応できる教育予算の充実

思考ツールとしてのICT^{※1}活用等、最先端の技術を活用することができるような教育環境の整備を進める。

○児童生徒用タブレットシステムの導入

○遠隔地テレビ会議システムを活用した学校間交流授業の推進

② コンピューターシステムの整備と適切な更新

コンピューターは、授業改善と校務支援の両面で必要不可欠なツールとなっている。新しいオペレーティングシステム^{※83}に対応した機器の導入を進めるとともに、すべての教職員が1台ずつコンピューターを使うことができる環境を整備する。

○教職員用コンピューターの整備

主要施策23 時代のニーズに対応した教職員研修の実施

技術革新が劇的に進みグローバル化が進む現代においては、時代の変化に対応していくために、「学び続けることができる教職員」の育成が求められています。

そこで本市では、こうした人材を育成していくために、「アクティブ・ラーニング^{※22}」「英語の授業」「プログラミング教育^{※84}」等の新たな課題を取りあげたり、ライフステージに応じたテーマを設定したりして、教職員研修を充実させていきます。

① 市教育研修所の機能強化

大学との連携により研修内容の充実をはかるとともに、各教科部会の研究活動を支援するなどして、教育研修所の機能を強化する。

○課題別研修、ライフステージ別研修、指定研究等の充実

○「しそく学力向上検討委員会^{※85}」からの提言に基づく授業改善研究の推進

② 人権教育講演会・教育研究大会の充実

すべての教職員が参加する人権教育講演会・教育研究大会については、本市の教育課題の解決に資するテーマを選定するとともに、学校現場のニーズを的確に踏まえたものとなるよう充実を図る。

○人権教育講演会の実施

○教育研究大会の実施

③ 自主的な研修に対する支援と広報活動の充実

教職員の自主的な研修活動に対しては、教育委員会が財政的に支援するとともに、これらの研究成果については、市教育研修所広報誌や研究紀要で広く発表していく。

また、優れた研究成果は積極的に市の教育施策として採用するなど、教育委員会と学校現場が一体となって本市の教育を創造していけるよう取り組む。

○自主研修講座への支援拡大（楽しい英語活動研修、理科実験講座、子どもを拓く授業づくり研修、人権教育研修、学校カウンセリング^{※70}、特別支援教育研修

※H30年3月現在）

○教育研修所研究紀要の発行

○教育研修所広報誌「まなびすと」の発行

資料編

資料編

1. 基本情報（平成29年5月1日現在）

（1）市立小中学校の概況

	学 年	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	合 計
中 学 校	山崎西	82	98	97				277
	山崎南	41	53	45				139
	山崎東	79	73	90				242
	一宮南	48	39	49				136
	一宮北	26	24	17				67
	波 賀	34	34	34				102
	千 種	19	18	21				58
	合 計	329	339	353				1,021
小 学 校	山 崎	56	46	70	60	75	75	382
	山崎西	22	25	27	20	26	25	145
	城 下	42	33	45	24	36	46	226
	戸 原	10	8	12	9	9	14	62
	河 東	38	46	50	47	29	42	252
	神 野	20	33	23	29	28	22	155
	伊 水	13	12	15	16	13	17	86
	都 多	7	7	6	4	5	6	35
	神 戸	24	26	31	25	37	22	165
	染河内	9	8	11	16	9	13	66
	一宮北	23	21	27	30	25	25	151
	波 賀	16	28	29	21	28	31	153
	千 種	12	14	14	16	19	17	92
	合 計	292	307	360	317	339	355	1,970

(2) 幼稚園の概況

幼 稚 園	学 年	3歳児	年 少	年 長				合 計
	山 崎		21	19				40
	菅 野		5	10				15
	城 下		13	16				29
	河 東		16	18				34
	神 野		8	9				17
	伊 水		4	10				14
	神 戸		17	28				45
	染河内		8	6				14
	三 方	3	18	13				34
	波 賀	7	8	8				23
	合 計	10	118	137				265

(3) 認可保育所の概況

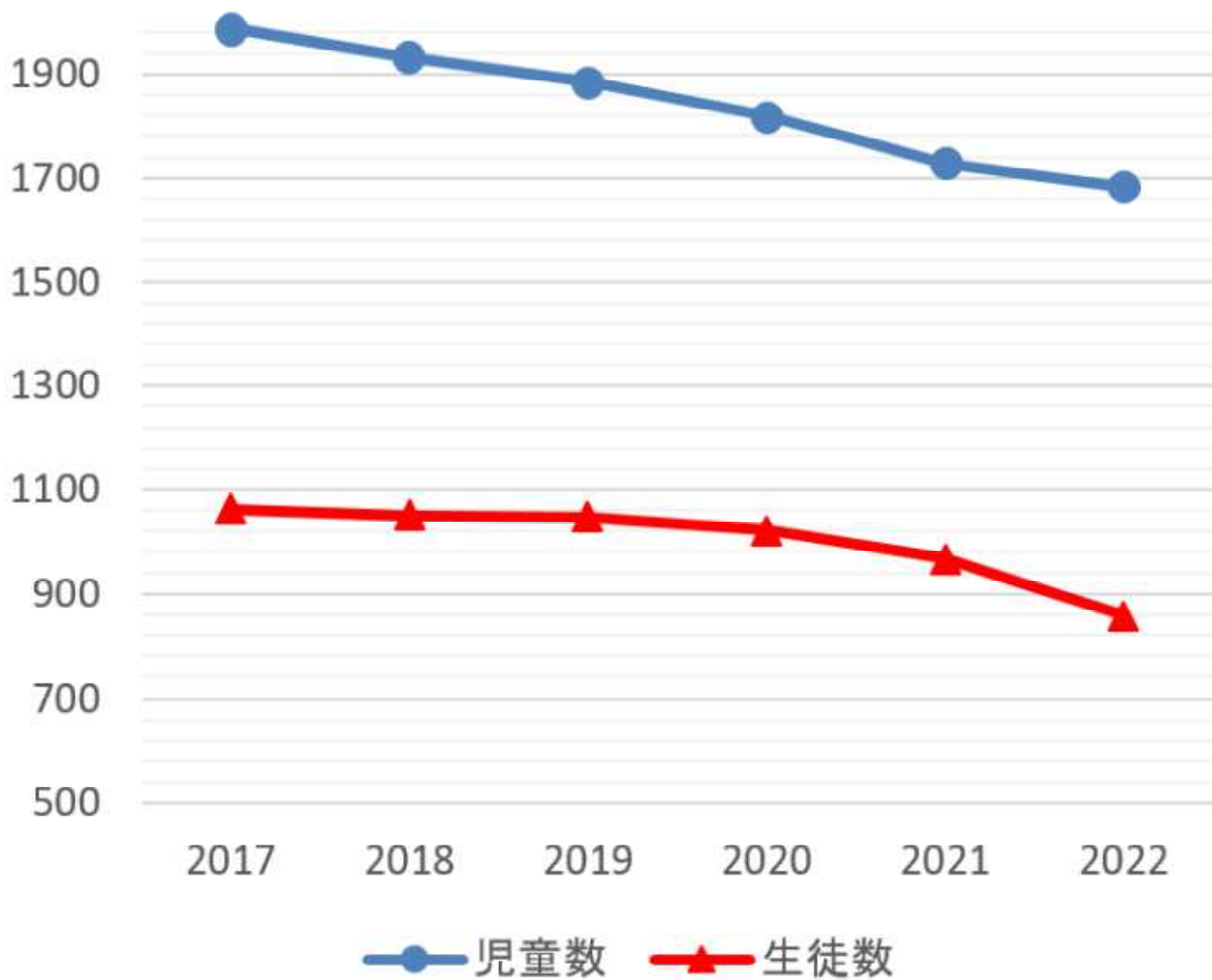
認 可 保 育 所	学 年	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合 計
	戸 原	2	3	6	6	3	1	21
	城 東	1	8	12	11	12	4	48
	かしわの	0	9	13	13	8	8	51
	一 宮 南	0	11	13	16	0	1	41
	一 宮 北	2	2	9	3	0	0	16
	山崎聖旨	4	13	11	14	14	11	67
	山崎若葉	2	9	12	16	18	19	76
	くりのみ	0	11	13	19	13	21	77
	ののはな	1	9	12	15	14	12	63
	段ちびっこえん	2	7	10	8	7	9	43
	誠心学園保育園	1	13	15	17	16	21	83
	一宮ひかり保育所	3	14	16	17	17	12	79
	波賀みどり保育園	0	6	6	2	14	13	41
	合 計	18	115	148	157	136	132	706

(4) こども園の概況

認 定 こ ど も 園	学 年	幼 稚 園 児			保 育 所 児						合計
		3歳	4歳	5歳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
	みのり	6	2	1	2	12	19	17	22	24	105
	ちくさ杉の子	4	7	7	0	4	6	3	9	6	46
	合 計	10	9	8	2	16	25	20	31	30	151

(5) 年度別総児童・生徒数の推移（５月１日現在での比較）

年 度	2017	2018	2019	2020	2021	2022
児 童 数	1,970	1,932	1,885	1,818	1,728	1,683
生 徒 数	1,021	1,050	1,047	1,021	967	857



2. 宍粟市義務教育の振興に係る長期構想策定委員会 委員名簿

氏 名	団体・所属	備 考
小 西 哲 也	兵庫教育大学 教授	委 員 長
仲 嶋 充 利	小学校代表校長	副委員長
梶 本 雅 彦	中学校代表校長	委 員
田 中 健 三	小学校担当校長	委 員
早 柏 元 彦	中学校担当校長	委 員
米 田 敦 子	幼稚園長代表	委 員
福 井 由 貴	保育所長代表	委 員
是 兼 眞紀子	小学校教諭代表	委 員
菅 野 広太郎	中学校教諭代表	委 員
秋 武 邦 明	小学校保護者代表	委 員
小 坂 恭 造	中学校保護者代表	委 員
林 御 吉	地域代表（公募委員）	委 員
赤 松 茂 範	地域代表	委 員
小 谷 淳 子	地域代表	委 員
柴 原 幸 世	地域代表	委 員
片 山 繁 樹	学識経験者	委 員
春 名 勉	学識経験者	委 員

※ 順不同・敬称略

3. 用語解説（記述順）

番号	用 語	意 味 ・ 内 容
1	I C T	Information and Communication Technology)の略語。直訳すると情報通信技術のこと。学校におけるICT環境整備のうちハードウェアの整備については、コンピュータ教室、各普通教室及び特別教室等に整備する教育用コンピュータ、学習用ソフトウェアや周辺機器が必要であるほか、教員が校務処理に使用する校務用コンピュータ、校務用ソフトウェアや周辺機器が必要である。本市ではタブレットと大型液晶モニタ、それらの接続に係るソフトウェアの導入を進めている。
2	生きる力	平成8年度から平成29年現在に至るまで継続して学習指導要領に示されている概念で、変化の激しいこれからの社会を生きるための力のこと。「生きる力」を身につけるためには、確かな学力（知）、豊かな心（徳）、健やかな体（体）をバランスよく育むことが重要だとされる。
3	確かな学力	知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めた力のこと。
4	主体的・対話的で深い学び	平成29年3月に告示された新学習指導要領の総則の中で示された概念で、次に挙げる3つの視点を活かした学びのこと。 【主体的な学び】 各教科等で習得した概念や考え方を活用した「見方・考え方」を働かせ、問いを見いだして解決したり、自己の考えを形成し表したり、思いを基に構想、創造したりすることに向かう学び。 【対話的な学び】 子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、 自己の考えを広げる学び。 【深い学び】 学ぶことに興味や関心をもち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを
5	学校スリム化	学校に求められる業務を効率化・省力化する取組のこと。具体的には人的な支援（例：教職員数を増やすなど）や物的な支援（例：コンピュータの整備、先生の仕事を効率的に処理することができるソフトウェアの導入など）、体制的な整備（例：ノー部活デー、ノー会議デー、定時退勤日の実施など）の3つの観点と学校の仕事そのものを減らす取組を組み合わせて行われる。
6	キャリア教育	社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、一人ひとりの発達を促す教育。 自らの力で生き方を選択していくことができるよう必要な能力や態度を身に付けるために、個人個人がそれぞれの個性に応じて必要な能力や態度を育てることをめざす、広い意味合いをもつ教育活動のこと。
7	共生社会	これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある人々が、積極的に参加・貢献していくことができる社会のこと。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合えるこのような社会をめざすことは、現在における重要な課題であるとされている。
8	幼保一元化	少子化の進行、育児サービスの多様化に伴って生じている幼稚園と保育所のかかえる問題点を解決するため、幼稚園と保育所をひとつのものとして再編成する施策のこと。
9	コミュニティ・スクール（CS）	学校と保護者や地域が知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。 根拠法令は地方教育行政法第47条の6。 コミュニティ・スクールには保護者や地域住民などから構成される「学校運営協議会」が設けられ、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べるといった取組が行われる。 学校運営協議会の主な役割として、 ○校長が作成する学校運営の基本方針を承認する ○学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる ○教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見が述べることができる の3つがある。 CSと表記されることもある。
10	教育課程	児童、生徒、学生などによって学ばれることがらをまとめたもの。具体的な教育計画を指すこともある。カリキュラムといいかえられることもある。
11	就学前教育	小学校などの初等教育より前の段階にある教育のことをさして使われている言葉。幼年教育とも呼ばれる。また、幼児を対象とするため幼児教育と呼ばれることもある。
12	セーフティネット	「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。教育の分野においては、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を形成するための、地域における「見守り・発見・つながりのネットワーク」の意味も含む。
13	健康福祉部	宍粟市において、健康と福祉に関する施策を実施する部署。保健福祉課の家庭児童相談室等、子どもの健全育成に関して教育委員会と連携すべき課室を所管している。
14	こども家庭センター	児童福祉法に基づき、児童の福祉に関する事項について、相談や調査・判定、問題児童の指導・一時保護などの業務を行う都道府県や政令指定都市等の機関。児童相談所と同義。宍粟市は、姫路子ども家庭センターの管轄内にある。
15	カリキュラム・マネジメント	学習指導要領等に示された国の教育に係る基本方針を踏まえつつ、子どもたちの姿や地域の実情等を踏まえて、教育目標を実現するために、各学校が教育課程を編成すること。 この場合の教育課程には、教育計画だけでなく、実施された内容およびその成果までを含む。

16	環境学習	環境や生命を大切に思う“こころ”を育み、学習から実践へとつなげていくため、兵庫の豊かな自然・風土を生かしながら、地域の自然の中で、豊かな体験を通して、ふるさと意識の醸成を図る学習。 特に兵庫県では乳幼児期からシニア世代までのそれぞれのライフステージに応じて、自ら「発見」、「体験」し、自ら「学び」、「行動」する環境学習の基礎を培うために小学校3年生で一斉に体験型環境学習を実施することとしている。
17	ふるさと実粟探検隊	市内各地を探検しながら、地域の人々や名所・文化等とのふれあいを通して、実粟で生きる人々への理解と愛着を深めるとともに、ふるさとの良さを守り伝えていこうとする心情を育てる目的で実施している本市独自事業。小学校4年生を対象としており、年間3日程度で実施。
18	自然学校	兵庫県の市町が県の補助を受けて行う学校行事。平成3年度から公立の全小学校を対象に実施され現在に至る。学習の場を教室から豊かな自然の中へ移し、児童が人や自然、地域社会と触れ合い、理解を深めるなど、長期宿泊体験を通して、自分で考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力や、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心を育むなど、「生きる力」を育成することを目的とする。県下の公立小学校5年生を対象とし、4泊5日と他府県に比べて長いことが大きな特徴。
19	わくわくオーケストラ	兵庫県独自の学校行事のひとつ。誰もが一度は耳にしたことのあるクラシックの名曲を取り上げ、「兵庫芸術文化センター管弦楽団」等の専門家から曲について映像等を活用した詳細な説明や各楽器の音色や演奏方法の詳しい紹介等を通してオーケストラの基礎について学ぶとともに、生のオーケストラの演奏を聴くだけでなく、生徒が何らかの形で参加するといった体験を通した鑑賞会を行う。このような臨場感あふれる音楽に接することで、豊かな情操や感性を身に付けるきっかけとともに、演奏された音楽を育んだ民族の歴史を知ることなどにより、他国の文化に対する理解や寛容の心を育成することを目的とする。県下の公立中学校1年生を対象とする。
20	トライやるアクション	トライやる・ウィークで培われた地域の教育力を活用し、地域の後継者である生徒が地域によさやふるさとの恵みにふれることができるよう、土、日や長期休業中等を利用して、既存の地域行事の一部や新たな行事を中学生が企画し主体的に運営する取組。このことにより、地域主導型の体験活動の推進に資するとともに、教育支援システムの活性化による「地域コミュニティの構築」に向けた取組の充実を図る。兵庫県独自事業で、主に中学校2、3年生を対象としている。
21	知・徳・体	「生きる力」を構成する3つの要素。確かな学力（知）、豊かな心（徳）、健やかな体（体）のこと。これらを育むことはそれぞれ「知育」「德育」「体育」と呼ばれる。
22	アクティブ・ラーニング	本来、学生自らが能動的に行う学習をめざす授業のことをさす言葉。 現代の知識基盤社会において、将来にわたって必要なスキルを身につけさせる学習法として注目され、国内外でさまざまなアクティブ・ラーニングが実施されている。その多くは発見学習、問題解決学習（課題解決型学習）、体験学習、調査学習、グループディスカッション、ディベート、グループワーク等を有効に取り入れており、このような授業はアクティブラーニング型授業とよばれている。新学習指導要領においては、アクティブ・ラーニングの視点として「主体的・対話的で深い学び」と言い換えられている。
23	しろう学力向上グランドルール	しろう学力向上検討委員会が、市内すべての学校における学力向上の取組の充実・発展をめざして提言している事例集の名称。 vol. 1 から vol. 3 まである。 主な内容は以下の通り。 vol. 1 「ノート指導」（平成26年度） vol. 2 「板書」（平成27年度） vol. 3 「板書型指導案」（平成28年度） ※平成29年12月末現在
24	「見通し」と「振り返り」	「見通し」とは子どもが学習において学ぶ内容の方向性を理解すること。言い換えれば「自分が解決する問題は何か」を分かっていること。「振り返り」とは、子どもがその授業に対する自己評価を行うこと。 全国学力・学習状況調査結果から、「見通しをもつ」「振り返りをする」と答えた児童生徒の方が、していないと答えた児童生徒より学力が高い傾向があることがわかっている。このことから授業の初めに「見通し」を持たせ、授業の終わりに「振り返り」をすることが学力定着のためには重要であるといわれている。
25	板書型指導案	学習指導案とは、児童生徒に確かな学力を保障するために、授業の内容と方法を明確にし、見通しをもって、日々の授業に臨むために作成される計画書のこと。 記載する内容は学校・教科等によりさまざまであるが、 ① 何を、どう学ばせるのか→ 主眼（ねらい） ② 何を、どう考えさせるのか→ 発問 ③ 何を、どうまとめていくのか→ 板書 の3点を中心に記述しておく形式のものが多く、 この中で特に板書型指導案は、板書を中心に記述し、実施する授業の全体像を明確にしたもので、見通しと振り返りが明示しやすいなどの特徴があり、全国的にも注目を集めている。
26	こころの教育推進事業	日本を代表する劇団である劇団四季をはじめ、見る者・聞く者を圧倒する演技力を有する一流の芸術家を招聘し、子どもたちの琴線に触れる観劇・鑑賞体験を提供するとともに、題材についても、こころを育て、いじめ防止に繋がる内容のものを選定し、こころ豊かな子どもたちの育成につなげることを目的として行っている市独自事業。市内小学校4～6年生全児童を対象として平成28年度から実施している。
27	特別の教科「道徳」	平成27年3月27日の学校教育法施行規則改正により、学校において行われてきた「道徳」が「特別の教科である道徳」に改められた。 このことにより、小学校では平成32年度から、中学校では平成33年度から実施される学習指導要領のもとでは、今まで各学校の裁量に任されていた指導資料が教科書として統一され、評価も実施されることとなる。（ただし評価については数値によらないものとする。）

28	しーたんチャレンジ事業	授業や休み時間の過ごし方の改善などを通して、体力・運動能力の向上と運動好きの子どもを増やし、生涯にわたって運動・スポーツに親しむための基礎づくりをめざすことを目的に平成25年度から開始された本市独自事業。 具体的には、各学校園所ごとの地域性や現状を鑑みながら、体力・運動能力の向上や運動・スポーツの楽しさを味わうための、①保育・授業における創意工夫、②業間の時間の過ごし方やその編成においての工夫、③家庭・地域との連携や情報啓発によるスポーツの必要性に対する共通理解の促進を取組の柱としている。
29	地産・地消	《「地域生産地域消費」「地元生産地元消費」などの略》その地域で作られた農産物・水産物を、その地域で消費すること。また、その考え方や運動。輸送費用を抑え、地域の食材・食文化への理解促進（食育）、地域経済活性化、食料自給率のアップなどにつながるものと期待されている。
30	しそう学校生き活きプロジェクト事業	学校がそれぞれの課題や運営ビジョンを基に、自主的・主体的に取り組む特色ある教育活動を支援し、子どもたちに「生きる力」を育むとともに、「ふるさと実業を愛する」次代を担う市民の育成をめざすことを目的に実施している市独自事業。 各学校が、自校の課題分析等をもとに策定した学校づくりのビジョンを基に当該年度の運営計画を立て、その計画に対して市教委がその内容等を精査し、必要な予算措置等の支援を講じていく。学校提案型の予算編成を可能とする事業として近隣市町からも注目を集めている。
31	ポートフォリオ	もともとは「紙ばさみ」の意味。キャリア形成に関わるポートフォリオとしては、さまざまな取組の成果（レポート、メモ、画像など）を保存して、一冊のファイル形式とし、小学校から中学校、高等学校へ申し送ることで、教師や保護者、何より子ども本人が自分自身を振り返り、今後の活動などに活用し、キャリア形成を行っていくことに役立てる仕組のことをさす。
32	プロから学ぶ創造力育成事業	さまざまな分野で世界の第一線で活躍する兵庫ゆかりのクリエイターを学校へ招聘し、中学生を対象に講話や実演を行うことで、これからの社会において、より豊かな感性を働かせ、新たなアイデアを生む力を身につける機会を支援することを目的として実施する県の事業。 神戸市を除く全公立中学校を対象として平成29年度から31年度の3年間で全ての学校で実施する。
33	金融教育	お金や金融のさまざまな働きを理解し、それを通じて自分の暮らしや社会について深く考え、自分の生き方や価値観を磨きながら、より豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて、主体的に行動できる態度を養う教育。
34	租税教育	民主主義の根幹である租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として税金を納め、その使い道に関心をもち、さらには納税者として社会や国の在り方を主体的に考えるという自覚を育てることを目的に行う教育。
35	特別支援教育総合サポート事業	特別支援教育スーパービジョン、特別支援教育コーディネーターネットワーク会議、教育連携連絡会議、学校生活支援教員による通級(巡回)による指導システムの整備、校内研修、園所内研修のサポート、実業市教育支援委員会の6つの特別支援教育に係る事業を統合した本市独自の事業。
36	児童生徒支援スーパーバイザー	学校教育課内に配置されている指導主事のうちの一人。特別支援教育および発達障がいなどに係る児童生徒支援を担当する。
37	サポートファイル	特別な支援や配慮を必要とする子どもたちが、乳幼児期から成人期までのライフステージで途切れることなく一貫した支援を受けられることを目的に、保護者と関係者（機関）が子どもの情報を共有するために作成するファイル。
38	教育支援委員会	障がいのある幼児及び児童生徒に対する就学指導の適正を期するとともに、就学前からの教育相談及び就学後の一貫した教育支援のあり方を協議し、本市特別支援教育の振興と充実を図ることを目的として開催する会議。かつては就学支援委員会という名称であった。
39	合理的配慮	障がいのある人の人権が障がいのない人と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるようになされる配慮のことをいう。平成28年4月施行の障害者差別解消法においてすべての行政機関および事業者による提供が義務づけられている。
40	インクルーシブ	「内包することができる」という意味。転じてどのような障がいも個性のひとつとして捉え、その個性を活かした参加が可能な状態のことをさす。「インクルーシブな社会」「インクルーシブな学校」づくりが今、求められている。
41	ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のこと。UDと表記されることがある。
42	応用行動分析	すべての行動には原因と、その行動を強化する要因があり、「行動は学習される」という考え方。問題行動の多くは、このシステムによって強化され、またそれ故にこの考え方を活用することで問題行動の緩和も可能であるとされる。
43	多文化共生サポーター	日本語指導が必要な外国人児童生徒に対し、教員等と外国人児童生徒のコミュニケーションの円滑化を促すとともに、生活適応や学習支援、心の安定を図るなど、学校生活への早期適応を促進するため、該当学校に配置される非常勤職員のこと。県人権教育課の事業であるが、本市においても当サポーターに対する需要が高まってきている。
44	大人の学習	「子どもの学習」の対極に位置する言葉。生涯学習の中で成人期以降に行われる学習のこと。「大人と子どもがともに学ぶ」場をもつことが、これからの社会では重要な意味をもつとされている。
45	学校規模適正化推進計画	平成21年8月に策定。平成元年以降児童数が40%減少となる中（平成29年度末現在）、極端に児童数が少ないために例外的に編成する必要が生じる複式学級を解消し、一定の集団規模化を図ることにより、切磋琢磨する力、社会性の育成、学びや遊び環境の多様性をめざして、小学校を対象とした年次的な規模適正化の推進計画のこと。
46	幼保一元化推進計画	平成21年8月に策定。市内の幼稚園・保育所の再編により、少子化による子どもの減少と子育て、保育ニーズの多様化に対応できる新しい幼児教育・保育環境を整備する計画のこと。

47	小中一貫教育	初等教育（一般の小学校で行われている教育）と前期中等教育（一般の中学校で行われている教育）の教育内容を調整し、一貫性を持たせた体系的な学校制度のこと。また、これを行っている学校を小中一貫校という。
48	カリキュラム・マネジメント	学習指導要領等を受け止めつつ、子どもたちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、どのような教育課程を編成し、どのようにそれを実施・評価し改善していくのかを企画・編成する営みをさす。 特に、今回の改訂がめざす理念を実現するためには、教育課程全体を通した取組を通じて、教科横断的な視点から教育活動の改善を行っていくことや、学校全体としての取組を通じて、教科等や学年を越えた組織運営の改善を行っていくことが求められており、各学校が編成する教育課程を核に、どのように教育活動や組織運営などの学校の全体的な在り方を改善していくのが重要な鍵となる。
49	ディベート	ある主題について異なる立場に分かれ議論すること。自分が本来どの立場に立ちたいかは問題ではなく、討論者が議論の整合性や説得力を競う。
50	A L T	外国語指導助手（Assistant Language Teacher）の略。日本の学校で外国語授業を補助する助手のこと。職務内容は、次のようなものがある。 ・日本人の外国語教師の行う授業の補助 ・指導教材の準備の補助 ・日本人外国語教師の養成の補助 ・外国語教育や地域の国際交流に関連する活動への参加
51	宍粟スタイルによる英語授業	小学校において「フォニックス（口ならし）→ライティング（書くこと）→スピーキング（話すこと）→アクティビティ（活動）」の流れで担任とネイティブスピーカーであるA L Tがチームを組んで授業を行うスタイルの英語授業のこと。本市では「宍粟スタイル」として全小学校での定着をめざしている。
52	小集団学習	ある学習集団をさらにいくつかのグループに分けて学習する指導形態。小集団学習の良さは、一人ひとりが学習に参加しやすいことである。一斉学習とは違い、意見を素直に出すことが可能となる。
53	出合い・ふれあい・子ども教室	次代の親となる中学生を対象に、乳幼児や幼児、子育て中の親と直接ふれあう活動を通して、子育ての楽しさと大変さを知るとともに、生命の尊重、家族の役割について学ぶ機会とすることを目的として実施している市独自事業。この体験を通して、家族や他者に対する感謝の心を育み、自分自身の将来像を描く機会とする狙いもある。対象は市内全中学校の3年生で、近隣の乳幼児や園児及びその保護者との交流が主な活動内容である。
54	いのちの授業	宍粟総合病院や健康福祉部と連携して、性教育も含めた「いのちの大切さ」について学ぶチームティーチング授業のこと。市独自事業。希望校には看護師・助産師が直接出向き、担任や養護教諭と連携しながら、「道徳」や「保健」「特別活動」の授業を行う。
55	幼児期の終わりまでに育って欲しい姿	平成29年3月に改訂された幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の中で示された概念。ねらいおよび内容に基づく活動全体を通して、資質・能力が育まれている幼児の姿であり、教師が指導を行う際に考慮するべきものとされている。健康な心と体、自立心、協同性など、10項目にわたり、具体的に記されている。
56	幼保・小・中パートナーシップ事業	幼稚園・保育所から小学校・中学校への円滑な接続をめざすことを目的とし、各中学校区で取り組んでいる市独自の事業。各校区でパートナーシップ推進協議会を立ち上げ、私立認可保育所にも参加を呼びかけて、地域すべての子どもたちに関する意見交流ができるよう運営を行っている。連携範囲は教育活動すべてに及び、本市における学校園所連携の中核をなす事業となっている。
57	読書活動コーディネーター	市社会教育文化財課に配置されている非常勤職員。学校教育課に配置されている学校司書と協働して、読書ボランティアの活動や学校図書館の整備に関する指導助言にあたる。
58	学校司書	平成26年の改正学校図書館法で、法制化され、学校図書館への配置が、「努力義務」として地方自治体などに課せられた専門職名。 職務内容としては、学校図書館サービスに関する支援や、授業支援・学習内容に興味を持たせるための資料の紹介等がある。 本市においては学校教育課に1名の配置がある。（平成29年度末現在）
59	読書ボランティア	各小中学校で、読み聞かせや学校図書館整備等の活動を行っている地域ボランティア。本市においてはすべての小学校区で取組がある。
60	読書の日	週に1日はテレビやゲームなどを自粛し、家族そろって読書に親しもうという取組。平成29年末現在、既に一部の学校で実施されており、読書習慣の確立に役立つことが期待されている。
61	情報リテラシー	情報を自己の目的に適合するように使用できる能力のこと。「情報活用能力」や「情報活用力」、「情報を使いこなす力」とも表現する。具体的には、情報を主体的に選択、収集、活用、編集、発信する能力と同時に、情報機器を使って論理的に考える能力が含まれている。
62	情報モラル	情報社会を生きぬき、健全に発展させていく上で、すべての国民が身につけておくべき考え方や態度のこと。特に学校教育では「情報社会に的確な判断ができない児童生徒を守り、危ない目にあわせない」側面も強調される。
63	学校・家庭・地域の連携協力推進事業	地域の実情に応じ自治体が選択し自主的に行う学校・家庭・地域の連携協力のためのさまざまな取組を支援し、社会全体の教育力の向上を図ることを目的として実施されている国の事業。本市においても全小中学校区で実施している。（平成29年度末現在）
64	学習支援ツール	Web上で作成した児童生徒の習熟の程度に合わせた教材や教材の解説機能を各学校が活用することにより、基礎学力の定着や発展的な学習等、個に応じた学習支援の充実を図り、児童生徒の学習意欲の向上や各学校における学力向上に向けた取組の支援を行うことを目的として実施されている県の事業。本市においては全小中学校で実施している。（平成29年度末現在）
65	放課後がんばりタイム	放課後に小学校で実施されている、地域人材を指導者として活用した補充学習事業のこと。反復学習による基礎基本的な学力向上と学習習慣の定着をねらいとしている。

66	社会的スキル	社会の中で他人と良好な人間関係を築き、共に生活していくために必要な能力。かつての子どもは多くの人と幼少期から遊びなどをおとして触れ合うことで、この能力を自然と身につけてきたが、現代では意図的に獲得させることが重要であるとされる。
67	ソーシャルスキルトレーニング（SST）	対人関係や集団行動を上手に営んでいくための技能（スキル）、具体的にいうと相手に適切に反応するために用いられる言語的・非言語的な対人行動を習得するための訓練のこと。SSTと表記されることもある。
68	構成的グループエンカウンター	構成的グループエンカウンターとは、提示された課題をグループで議論し、そのときの気持ちを率直に語り合うことを通して、エンカウンター体験（本音を出し合い、それを互いに認め合う体験）を深めていくもの。
69	ガイダンス	指導。特に、ある事柄について初心者に入門的説明を与えること。このことから転じて教育では生活・学習のあるゆる面にわたり、生徒が自己の能力や個性を最大限に発揮しうるように助力・指導すること。カウンセリングと対の意味で使われる。
70	カウンセリング	相談。特に、個人が抱える課題を明確化・評価し、カウンセラーが相談者とともに解決に向けて考えていくプロセスをさす。カウンセラーには説得ではなく、相談者の話を傾聴し、相談者と共感的に理解し合えるスタンスが求められる。教育ではガイダンスと対の意味で使われる。
71	いじめの防止等	平成25年10月11日に文部科学大臣が決定し、平成29年3月14日に最終改訂（平成29年末現在）された「いじめの防止等のための基本的な方針」の中で規定されていることば。いじめの防止・いじめの早期発見およびいじめへの対処の3つをいう。
72	いじめ防止基本方針	国のいじめ防止対策推進法、各自治体のいじめ防止対策推進条例に基づき定められる、各自治体のいじめ防止対策の基本的な方針のこと。本市においては、平成27年1月に定めている。
73	スクールソーシャルワーカー（SSW）	いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家。子ども本人だけでなく、家族や友人、学校、地域など周囲の環境に働きかけて、問題解決を図る。 専門の資格はないが、原則として、国家資格である社会福祉士や精神保健福祉士などの資格が必要となる。本市では2名の配置がある。（平成29年度末現在）SSWと表記されることもある。
74	適応教室	市町村の教育委員会が、長期欠席をしている不登校の小中学生を対象に、学籍のある学校とは別に、市町村の公的な施設のどこかに部屋を用意し、そこで学習の援助をしながら本籍校に復帰できることを目標に運営している教室のこと。本市においては「さつき学級」が該当する。（平成29年度末現在）
75	青少年育成センター	宍粟市教育委員会学校教育課に所属している部署のひとつ。青少年の健全な育成をうながすことを目的として保護者や本人からの相談に対応したり、大型商業施設や各種イベントにおける見守り・補導活動を実施したりしている。
76	指導主事	教育委員会が所管する学校において、教育課程、学習指導その他の指導に関する事務に従事する行政職員。具体的な職務例は以下のとおり。 ・教育課程が適切に行われているかどうか把握し、適切でない場合は指導する。 ・校長・教頭や教員に対する研修を行う。 ・校長・教頭や教員に対する助言などを行う。 ・教員や児童・生徒の問題に対して、校長・教頭を通して解決にあたる。
77	しろう学校サポートチーム	いじめや不登校等の問題行動に関する相談・支援体制の充実を図るため、さまざまな専門性を有する相談員等が連携して学校等への多面的な支援を行う市独自の事業。チームのメンバーは、青少年育成センター職員や適応教室指導員、児童生徒支援スーパーバイザーやスクールソーシャルワーカー、生徒指導担当指導主事等で構成される。
78	スクールカウンセラー（SC）	学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家。多くは臨床心理士があてられる。本市においてはすべての小中学校に配置されている。SCと表記される。
79	アナフィラキシー	アレルギー反応の中で急速かつ全身に表れるもの。じんましん、赤み、かゆみなどの「皮膚の症状」やくしゃみ、せき、息苦しさなどの「呼吸器の症状」、目のかゆみやむくみ、くちびろの腫れなどの「粘膜の症状」、腹痛や嘔吐などの「消化器の症状」、さらには、血圧低下など「循環器の症状」が複数で表れる。特に、急激な血圧低下で意識を失うなどの「ショック症状」も1割程みられ、危険度が高い。
80	子どもを守る110番の家	子どもたちが学校園の登下校や公園などで痴漢や変質者などから事件に巻き込まれそうになったときに子どもたちを安全に保護し学校や警察等への通報に協力いただいている商店・民家・事業所等のこと。110番の家として協力いただける商店・民家・事業所は「110番の家の旗」を配布、掲揚していただくこととなっている。
81	主任児童委員	地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行うことを任務として厚生労働大臣から委嘱された者のこと。
82	民生委員・児童委員	それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、厚生労働大臣から委嘱された者のこと。民生委員は児童委員を兼ねることとなっている。
83	オペレーティングシステム	コンピュータのオペレーション（操作・運用・運転）のために、ソフトウェアの中でも基本的、中核的に位置づけられるシステムソフトウェアのこと。主なものとして、Microsoft Windows、macOS（OS X）、Linux などがある。

84	プログラミング教育	新学習指導要領（小学校）総則の中で計画的に実施すべき事項として示された教育概念のひとつ。コンピュータに処理を行わせるための命令（プログラム）を考える力を身に付ける教育のこと。コンピュータに実際に触れながら、プログラムを筋道を立てて考える体験をとおり、論理的な思考力の向上に役立つと考えられている。
85	しそく学力向上検討委員会	全国学力・学習状況調査における本市児童生徒の結果分析を進めるとともに、確かな学力育成の取組を充実させていくことを目的として市教委が設置する委員会。委員長として学識者を招聘し、各教科部会担当校長、担当教諭、教育研修所長等で構成される。